

平成23年度第1回国保運営協議会 議事録

日時 平成23年5月23日(月)午後6時より

場所 富良野市役所第3会議室

出席者 (委員)加藤 剛・刑部 顕・福田弘明・南部栄一・坂口道郎・藤岡亮司・松田英郎
(市) 能登市長・中田部長・安西課長・高田課長・木野主幹・関澤係長・大井主査

1 開会 安西課長

ただ今より平成23年度第1回目の国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日欠席の通告を頂きましたのは、奈良委員、羽根田委員、合田委員、瀬川委員、山崎委員それぞれ通告を受けておりますことをご報告いたします。

では、開会にあたりまして、会長よりご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶 加藤会長

本日は大変お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。

ようやく暖かくなったと思えば、また低温と雨ということで、農作業が大変遅れているという状況であるとお聞きしています。

農業所得は、国保の運営についても、若干少なくなってきているとはいえ、所得にすれば40%前後という状況にありますので、来年度の国保への影響が心配されるところであります。

さて、本日は平成23年度の第1回の運営協議会ということでございますけれども、前回の運営協議会におきまして、限度額の改正ということで諮問を受けておりました。前回、十分な審議を行いましたけれども決算の状況、あるいは保険給付費の増額また、前期高齢者の納付金などの増嵩等も踏まえ、今後の国保財政の運営にあたり、更に今年度税率の改正が見込まれるということから、今回の審議会に継続した形での審議となっております。

国保税率の改正とあわせて、委員のみなさんにはそれぞれ忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

3 市長挨拶 能登市長

日頃国民健康保険の運営に関しまして協議会の委員としてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今、加藤会長のほうからお話がありました通り、国民健康保険を取り巻く情勢というのは、年々厳しくなっておりまして、事業主体の市町村におきまして、特に国民健康保険の関係については、後期高齢、介護など大変幅広い医療体制の補完をする1つの大きな役割をもっているわけでございます。

いかんせん国民の健康を守るという大義から申し上げますと国が総合的に超高齢化時代を考えた時に考えていかなければならない大きな課題の一つだというふうに認識をいたしまして、毎年市長会を通じまして国の方にご提言をさせて頂いているところでございます。

現況においては、国の方針もございましてなかなか市町村の意向というものが伝わっていかないというのが現況であります。そういうなかでそれぞれ国庫補助、それから調整交付金の中身等もございましてけれども、それを総合的にあわせた中で、市町村の加入者の負担、割合の中で運営が図られている訳でございましてけれども、国民健康保険の運営につきましては、人件費については、国保の4名と徴収事務に携わる者の2名について、一般会計からの繰入を行って実施をしてきているところであります。

もう一つは安定化基金ということで、法的には国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1と、これも義務的な範囲の中で富良野市についても、一般会計から繰り入れをさせていただいて運営の調和を図っているというのが現実でございます。

過日行いました運営協議会の中でも、それぞれ担当からお話をさせて頂いておりますけれども、22年度の決算の状況では、基金という形で5千数百万あったわけでございますが、これも全部支消をするという現況でございまして、最終的には赤字見込みということで想定しておりましたけれども、国民健康保険の税の徴収の方である程度徴収率を上げて頂いて、なんとか22年度については黒字決算という

状況が後程担当の方から説明されると思いますけれども、そういう状況でございまして、23年度以降の国保税の有り方というものを、今、加藤会長からお話のありました通り、どうあるべきなのかということで、充分論議を頂きたいとこのように思うところでございます。

それぞれ市町村におきましては税率が違いますけれども、賦課方式といたしまして、4方式、3方式というものがございまして、4方式というものを過去富良野も採用していました。固定資産を入れた中での4方式から8 - 9年前に3方式という所得を基に計算を行うというふうに変更させていただきながら今日に至ったという経緯もございまして、そういうところから見ますと、他市との比較の中では4方式と3方式を比較するというのはなかなか難しい状況であると思います。

やはり、収入のある方から、相互扶助という形の中で実施をしていくというのが私は基本ではないかというふうに感じておりますので、そういうことも念頭に置きながら、充分ご論議を頂いて進めて頂ければ幸いと思うところでございます。

本市の状況につきましては高齢化率がだいたい26.4%ということで、上昇気味であることは否めない率でございまして、将来の展望としては非常に苦しい中での判断をしていかなければならない問題もたくさんございますので、基幹産業が農業ということで、昨年、一昨年と冷害の被害を受けた状況の中での国保の税率の改正というのが非常に厳しいということがございますけれども、ひとつご判断をいただきながら進めて頂ければ幸いとこのように感じておりますので、よろしくお願い申し上げながら冒頭に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

安西課長

それでは4番目に入るわけでございますけれども、ここからは会長が進行することになっておりますのでよろしくお願いいたします。

加藤会長

それでは、日程の4番目より進めさせていただきます。

4 会議録署名委員指名 加藤会長

それでは議事日程に従いまして進めていきたいと思っております。4番目の会議録署名委員の指名でございます。南部委員さんと坂口委員さんをお願いいたします。尚、本日藤岡委員さんが若干遅参の旨、連絡がございました。

次に報告事案でございます。報告第1号より第4号まで一括して説明し、そのあと質問或はご意見を受けたいと思っております。それでは事務局より順次ご説明をお願いします。

5 報告事案 安西課長

報告第1号 国民健康保険事業一般経過報告について

報告第2号 平成22年度国民健康保険特別会計決算（見込）について

報告第3号 富良野市国民健康保険条例の一部改正に伴う専決処分について

報告第4号 平成23年度国民健康保険税試算結果について

（議案により説明）

加藤会長

ただ今の説明につきましてご質問・ご意見などございましたらお願いします。

報告第1号について何かございせんか。

無いようですので、次に報告第2号についてですが、前回の審議会の説明では赤字ということだったのですが、税の収納状況などを見込んで赤字決算は免れたという見込でございまして、何かご意見、ご質問はございますか。

無いようですので、次に報告第3号 富良野市国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分について、何かご質問ございせんか。

無ければ、次に報告第4号平成23年度国民健康保険税試算結果について、これはあくまでも平成22

年度の税率等を踏まえた形での試算ということでございますが何かご質問ございませんか。なければ以上4件は報告事項ということでございますので終わらせていただきたいと思います。

- 了承 -

続いて、審議事案に入りたいと思います。諮問第1号の税額の改正と前回継続審議という形にしております賦課限度額の改正について一括審議をしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。採決は別々に行い、質疑は併せて行いたいと思います。

富良野市国民健康保険税条例の一部改正について、基礎課税額及び介護納付金課税額の改正と、前回の継続審議の賦課限度額の改正の審議経過も併せて事務局より説明いたします。

審議事案 安西課長

諮問第1号 富良野市国民健康保険税条例の一部改正について(基礎課税額及び介護納付金課税額の改正)前回提案済み諮問第1号 富良野市国民健康保険税条例の一部改正について(賦課限度額の改正)
(議案により説明)

加藤会長

ただ今の諮問第1号と前回の諮問の経過につきまして説明がありましたが、ご質問・ご意見などございましたらお願いします。資料の26ページ27ページの関係もご説明いただければわかりやすいのかなと思います。

関澤係長

資料にもとづき説明。

松田委員

報告2号の決算の関係で一般から繰り入れたという話を市長がしていらっしゃいましたがどの金額なんでしょうか。

中田部長

報告第2号の資料の歳入合計にあります繰入金というところの金額です。

松田委員

21年度の収納率はどのくらいなんでしょうか。

関澤係長

資料の25ページに一般、退職の収納率を別々に書いてあります。

加藤委員長

先ほど話ございましたが、基金の積立金を22年度の支出に充てるということですから、基金の残高は0となります。

福田委員

改正の理由に、今言った基金が無くなることについては触れていないんですよ。当然それも関係してくるのでしょうか。もう基金が無くなって繰入することはできないということですよ。試算のなかにはそれは一切含まれていないのでしょうか。

毎回話が出ているんですが、かかるものは仕方がないということですが、その部分をどうやって抑えていくかということが毎回話題になるんですけれども、そのへんの根本的な部分を考えていかないと、近年は上げてばかりなので、税収の落ち込みも要因だとは思いますが、この先の全体的なことを考えると、おそらく右肩上がりに上がっていくという税収は望めないと思うので、税収が悪化するということを考えて、使う方を抑えていく方法を考えていかないと毎回毎回上げるという話になってくるのではな

いでしょうか。

もし現行で上げないで赤字決算になったときというのは、その後始末はどういう風になるのか。

中田部長

まず1点目ですが、税率を毎年上げてきているというのは、一気に上げてしまうと負担が増えてしまうのでなかなか難しいという形でみなさんにご理解を頂きながら実施してきております。これは21年度なり、20年度なり、大幅に上げていくと収入が増えて、その時点ではある程度基金も確保できたのかとは思いますが、国内の景気の状態を考えれば、小刻みに税率を上げるのはやむを得ないというのがまず1点です。

もう一つ、赤字になった場合ですけども、繰上げ充用というものがございまして、翌年度の予算から先食いしていくやり方ですね。それはマイナス分で次の年に残っていくということになります。たとえば23年度で5千万円の赤字になれば24年度予算から5千万円を先に使ってしまうということですね。

それで24年度の予算では5千万円の穴があいてしまうという形でスタートしなければならないということです。24年度も赤字になれば更にどんどんどんどん赤字が増えていくということで、どこかで税額が増えてくればその後は安定していくという形になる訳ですけども、マイナスになる金額の大きさにもよりますでしょうし、基本的には特別会計の独立原則ということから考えればその中で運営するというのが基本的な考えでございますので、極端に基金ありきの姿ではなくてですね。小刻みに上げながらもみなさんにご協力いただくというという方法しか今現在はないのかなというふうに考えております。

刑部委員

前回の限度額改正の時の試算の数字がだいたい1千万くらいの増額ということだったのですが、今回更に税率の方でまた上げたいという提案なんですが、この部分の試算数字というのはどのくらいなのか。

関澤係長

当初予算で想定していた額と、限度額を改正してという部分で行きますと所得の状況もそれほど落ち込むというふうには試算段階ではなっていなかったものですから、限度額の改正に伴いまして得られる増収の額については概ね1千万円ということではほとんど変わっていないということになっています。

税率改正を行った場合につきましては、概ね3千8百万円の増収ということになります。

予算との対比で行きますと、予算の時には所得が5%程度落ちるのではないかと想定で試算をしておりますので、今回試算をした内容というのが、税率を改正しない場合でも予算よりは1千万円ほど上回るような結果になっております。

所得が思ったよりも上がっている部分で1千万円。限度額の改正をさせていただくと更に1千万円。税率改正を行わせていただくとさらに上乘せをすることができまして、トータルで6千3百万円増えていくというような、今の段階での試算となっております。

刑部委員

そういう見込でやるということで、計画を立ててやるのですが、先ほど市長の言葉の中で、4方式で課税していた部分を、途中から3方式にしたという話があって、最終的に結論は言わなかったけれどもなんとなく4方式に戻して欲しいような感じに私は受け取ったんですが、そのへんはどうなんですか？

資産割を復活させることについてどうなんでしょうか。所得割に比重を置くと、一定の方に比重が行くということですから。商工業者の方でも資産をそれなりに持っていると思うんですが。

中田部長

税というふうに考えれば4方式の方が広く入ってくる部分でのやり口としてはいい部分もあるかもしれないんですが、結果的に資産割は、家、土地を持っていたりということで、そういった方たちがお金を持っているか否かに関わらず課税されることになるわけです。全体的に4方式が3方式に変わって

きているということは、不公平ということがネックにあると思うのですが。

刑部委員

ただ、先ほど福田委員も言ったように、恒常的に赤字ぎりぎりのところで収支が合っていないわけですから、国民健康保険の場合は特別会計にしているという性格も考えればその辺にこだわっていないで、前度も一部意見が出たんですけれども、やっぱり法定外繰入ということも今後検討課題にしていかないと、もう特別会計でやってられなくなるのではないのでしょうか。

富良野市だけのことではないけれども今後その辺も含めて検討していただいた方がいいのではないかと思います。

先ほど市長がちらっと言ったので、広く薄くお願いしたいのかなと思ったので、それらを含めて23年度の収支に向けては考えていないと思わないと思います。医療費の改定や高齢化というのもあるので医療費は増えていく。なんとか今年1年かけてそういうことも検討していただいた方がいいのかなと思います。

限度額と税率をダブルで上げるとなると負担される方が更に負担が増えるということになり、また収納率の問題がどう響いてくるか。それでなくとも現状東日本の大震災なども考えていくと大変な時期に来ているのでなんとかオール富良野でやっていくような方法も選択肢の中に入れて検討していただければと思います。

加藤委員長

今の賦課方式の4方式3方式は後期高齢者の制度に切り替わる段階で3方式がいいと聞いたことがあるんですが、その辺はどうなんでしょう。

中田部長

北海道全体的にも資産割が残っているのは35市のうち7市となっています。

関澤係長

資産割の部分でいきますと、富良野市内の固定資産しか算定ができないものですから、極端な話をしますと、札幌に資産を持っている場合は算定の対象にはならないんです。そういった部分も含めて平等というところでいくと、難しい部分があるのではないかというのが制度としてあると考えています。

福田委員

ちなみに資産割があるところでは、資産として認定されるものは決まっているのか。

関澤係長

固定資産税の部分だけになりまして、償却資産ですとか、都市計画税については、算定をされないというふうになっております。

福田委員

お金をいっぱい持っていればいいかもしれないが、固定資産だけではなかなか難しいですね。高齢化社会になってきたら、若い人は資産はあまり持っていないと思う。高齢者で持っている方については、固定資産税自体についても収めるのが厳しい状況もあるので、医療費なども含めて考えると資産割はなかなか難しいのでは。本来は元気で働いている人が収めるというのが筋だとは思いますが、それがなかなか経済の状況がそうっていないということで、市町村の責任ではなく国の責任。市長も冒頭の挨拶で話していたが、色々なことを言っても国は聞き入れてくれないということで難しいことなんだろうけれども、現況立ち行かなくなったらいつかは帳尻を合わせなければならないので、この試算については致し方ないと理解します。

中田部長

現状の中ではまだまだ富良野より上の税率の市もございますし、そういったことから行けば、どこまでいくのかという話が当然出てくると思います。特に今回の場合はですね医療費だけを考えると22年度と比較して特別増えた予算にはなっていないんです。医療費が伸びていないんだけれども、結果的に他の部分での経営が難しいということになれば、やはり自前で何とかしなければならないというのがあるので、市民の皆さんには大変な思いをさせることになるけれども、自分の財布の中でやりくりしなければならないということをご理解を頂ければなというふうに思うわけです。

加藤会長

ざっと前回の審議の中で限度額の改正の質問だとか意見の中で、地方税法の施行令に定められて国の基準に従って改正すること、もう一つは、医療費の増嵩等で過去2年ほど税率の改正をされてきておりますけれども、依然と厳しい財政運営を強いられているというようなことと、限度額の引き上げにより中間所得層への負担軽減が図られるということ。

国においては協会健保の負担限度額93万を目安に国保の上限額の改正を検討しているので順次引き上げがあるだろうという内容。また先ほど刑部委員も言っておられた法定外の繰入の問題の話もありました。それを踏まえて限度額の改正と税率改正。6300万円の増額という見込になるそうですけれども、どうでしょうか。他になにかございますでしょうか。

中田部長

先ほど刑部委員のほうから質問が出ていますけれども、国の責任というですね。3月にも私の方から言わせてもらったと思うのですが、やはり社会保障制度なので国が主体となって進めるのがまず大原則ということを行行政としても当然考えておりますので、国に全国市長会を通して要望している最中ですし、国からの回答という風にはなっておりませんが、道の貸付金についても非常に借りづらい部分もあるものですから、改めて道北市長会から要望書を出させて頂いたということもございますので、今後の国保税の運営につきましてプラスになるような形で持っていければと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回改正しても、結果的に今、予算組みした中での帳尻を合わせる形での限度額改正、税率改正ということになる訳ですから当然医療費が増えていけばどこかの時点でまたマイナスということもあり得ない訳ではないので、そうなると先ほど福田委員のほうから言われた繰上げ充用という措置も最終的には出る可能性もないわけではないです。

今回は最低ラインでの税率改正とご理解頂ければと思ひます。

加藤会長

いかがでしょうか？少しづつ絞ってまいりたいと思ひます。

先ほど福田委員さんの方からやむをないという話も出ていましたが、それぞれ皆さんの考え方も合わせていきたいと思ひます。

南部委員

この書類をもらってからあちこち見ているけども、もう仕方がないと思う。むしろ今年の改正後は税収が試算より落ちるのではないかと思う。

毎年のようにこういう話で上げているけれども、税率の限度というのがあるような気がする。

中田部長

限度というのがあるのかなという気がしないでもないけれども、全道的にはまだ税率が高いところがあるということで、それだけ考えればまだ全道で1番になる日が来るかという所も視野の一つかなと思ひます。上げようと思えばそこまで上がられえという考え方もあるんですが、できるだけ抑えていきたいと思ひます。

福田委員

中間層に負担を持っていくということですよ。そうしないと収支のバランスが取れないんですよ。

中田部長

おっしゃるとおりです。限度額で頭打ちなものですからいくら所得のある人でも頭打ちですので、それが所得でそのまま伸びて頂ければかなり変わるのかなと思うんですけれども。

坂口委員

全体的に負担していく形になるのではないかと。基金も全部取り崩してしまったのでしかたがない。

関澤係長

4月末で収支丁度じゃないかということで、今日時点で税務課の方で数字を聞いてきました。概ね100万円を超えるくらいのプラスになるのではないかとということなんですけれども、それにしても基金の残高は1万2千円少しいろということになっていますので、ほとんど基金については見込めない状況だと思えます。

坂口委員

これから全体で賦課される覚悟が必要になってくるのではないかと。ある層とかある世代とかかたよって負担を求めるといのはこれからは無理ではないかと。

中田部長

そうなれば国保税の仕組みそのものを変えていかなとなかなか難しいと思うんですよ。今、先行きの話で北海道の一元化という考え方も出ています。後期高齢の廃止に伴い今後どのような仕組みになるのかということで、具体的にはなにもないが、目安として示されています。このように国保の仕組みがどのように変わっていくかによっても負担というものが変わってくるのかなというふうに思っているんですけれども。

坂口委員

毎年いくらくらい不足金が生じてきているのか。

関澤係長

前年は特殊な部分がありまして、概ね1億1千万円の財源不足ということで、22年度についてはスタートしました。以前からの経過がございまして、20年度に国から交付をされた前期高齢者交付金というものがありまして、それが結果的に1億3千万円ほど多く交付されたということになりました。それを22年度の交付額からその分が減額されて返す形になったんですけれども、その分の収入不足のうち、半分程度の税額の改正をさせていただきました。

今年度につきましては、前期高齢者交付金が22年度に比べて4千5百万円ほど少なくなっております。加えまして、後期高齢者の支援金と介護納付金の支払う分なんですけれども、それが両方併せて3千2百万円ほど多くなっています。それがあるものですから、昨年とは不足をしている原因が違ってはきています。同じような要因であれば分かりやすいのですが、なかなかそうもなっていません。

中田部長

去年も限度額の改正もありまして、税率改正の部分で調定額で7千万円。収入で6千万円程度の不足を生じたということです。

関澤係長

来年度についてはどのような状況になるのか、今段階では押さえきれない部分があります。

今組んでいる予算の中で不足する分を最低限今回の税率改正で手当てをさせていただきたいという中身です。

加藤会長

他にございませんか。先ほど南部委員さんからも改正については仕方ないのかなというお話もあったんですけども。

いずれにしても、今、事務局から話があったとおり、22年度は21年度に前期高齢者交付金が多く交付され、翌年度清算ということで1億3千万くらいの返還があったということで、そのために税率改正を行ったという内容です。今後の見込みとしては、医療費の増嵩、国の補助金がどの程度になってくるかというその辺の絡みかなと考えますが、どうでしょうか。

他になければまとめに入れてよろしいでしょうか。

限度額の改正、税率の改正なんです。23年度に向けてどうしても税率の改正が必要ということで諮問を受けておりますが、もし質問、意見がなければ採決ということでよろしいでしょうか。

- 了承

それでは、前回の限度額の改正についての諮問については諮問通り答申するというのでよろしいか、採決したいと思います。

- 諮問通り答申することで一致 -

刑部委員

基本的にはいいんだけど、毎年恒久的に値上げすることでは困るので先ほど何点か言ったことも含めて今年1年かけて検討することをお願いしたい。

3月の審議会では限度額の改正の話だけで来ていたわけだから、状況変わったというのは分かるけどもこのままいくと先ほど別な委員が言っていたように、課税総額で1千万円くらい減っている訳だし、23年度に向けてはもっと減ると思う。そうすれば、確かに率で上げれば良いのだから、賦課はできるけれども、収納漏れが発生すると思うので、先ほど言ったことを議論してもらわないと。

議会の皆さんも大幅に変わっていますので、議会のこともあるので併せて検討してみてください。

加藤会長

今、刑部委員さんから、一応賛同したい。ただ、今までの意見も踏まえて今後検討してという意見を付けて賛同するというのでよろしいでしょうか。

- 了承 -

それでは諮問1号と前回の諮問については諮問どおり答申するということにしたいと思います。付帯意見については、事務局と私と協議しまして皆さんにお示ししたいと思います。

協議案件についてはこれで終わります。次にその他ということで何かございますか。

刑部委員

特定健診のことで、受診率を高めるための話というのが今回ないけれども、22年度と同じ考えで23年度もいくのか、何かプラスするものがあるのかお聞きしたい。

木野主幹

地区ごとの検診、受診率の数字があるのですが、受診率の拡大ということでいきますと、一度も受けたことのない方を何とか受診していただくということが一つありまして、40歳、50歳代の若い方たちで一度も受けたことのない人たちに何とか受診して頂くということをお伝えしようということで、今山部と東山の農村地域にですね。6月の後半から7月にかかるかと思いますが、現状の説明と、受診して頂いた方で、指導を受け頑張っていた方がどのように効果を上げたのかを含めて、自分が健康だと思っている方で初めて受けた方の中はかなり状況の悪い方が中にはいらっしゃるの、そういう方が隠れている可能性がありますので是非受けて頂きたいということ、地域廻りをして説明をしていくという取り組みをさせて頂きたいと思います。

22年度は50%の受診率が目標だったけれども、41%ほどで終わりそうな状況です。この率というのが、1年間継続して国保に入っていた方なかで何パーセントが受けたかという数字なので、実際

は受けた方はもっと多いのですが受診率に反映されないという決まりとなっております。

刑部委員

受診率の向上に向けてお願いしたいと思います。ただ、今後地域別というのわかるんですけども、農村の方も、町の方もいらっしゃると思いますので、全体の中でなんとか60%に近づけるように努力してもらいたいと思います。

加藤会長

ほかにございますか。なければこれで終了いたします。

9 . 閉会

会長		印
委員		印
委員		印